

国土交通省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
14	都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める区域区分に関する都市計画のうち、省令第13条第1項第1号の軽易な変更について、市町村に権限移譲された。	【支障事例】 都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更は区域区分の変更が伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。 区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の縁辺部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限を移譲されるまでは、都道府県が区域区分を併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要があるが、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われないうことが懸念される。	国土交通省	青森市	青森市	○国道2号橋に隣接した消防出張所を用途変更して、売却しようとした際に、市街化調整区域であることを理由に用途を制限されて、国道沿いで事務所として活用したい民間業者への売却ができない、というケースがあった。 人口減少局面に対応した、市街化区域と市街化調整区域の線引きについて、柔軟に見直しを市町村の権限で行うようにしたい。特に、公共施設が建設されていた土地を売却後、農地として活用しようとするケースは稀であると推察される。 ○区域区分の境界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽微変更については、市町村内における歴史的な見直しであること、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。	区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。 区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を明らかに認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。
277	都市計画の軽易な区域区分の変更について、都道府県から市町村に移譲	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める都市計画のうち、軽易な変更(省令第13条第1項第1号)について、市町村への権限移譲を求める。	【提案の背景】 市街化区域の縁辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しに伴うため、都道府県と市町村が同時に都市計画変更を行うこととなる。このうち、道路施設や地形・地物の位置の変更のみによる区域区分や用途地域の見直しについても同様な手続きが必要であり、事務が煩雑になっている。 【支障事例】 区域区分は道路、河川、構造物の見直し線、擁壁等の地形地物及びそれらからも離隔により定められており、本市では、市街化区域の縁辺部に位置する都市計画道路等の高規格道路によりその基線が規定されていることが多い。近年、それらの高規格化や新規に開通等に伴う整備により、道路等の地形地物線形が変更されたが、一定期間ごとに予定されている用途地域等の一斉見直し時に見直しこととされ、現在存置されており、速やかな道路整備効果の発現の観点から、周辺の土地利用に支障が生じている。 こうした区域区分の変更を伴う道路整備は今後も市内の多くの箇所想定されている(国道20号南バイパス、北西部幹線道路等)。	国土交通省	八王子市	-	○区域区分の境界とされている地形地物の位置の変更による都市計画の軽微変更については、市町村内における歴史的な見直しであること、より実態に即した土地利用へと速やかに反映させる観点から、市町村へ権限移譲することが望ましい。	区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。 区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を明らかに認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。
17	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県経由事務の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止すること。	【制度改正の必要性】 不動産鑑定士試験の受験申込みについては、書面による申請の場合には、受験者の現住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止する必要がある。 【支障事例等】 都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	国土交通省	愛知県	岩手県、埼玉県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県	○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士試験委員会に提出先を変更する等を検討してほしい。 ○例えば一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受け付けの可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。 ○受験申し込み期日より国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に補正の必要があった場合、その対応に苦慮していること。 ○現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申込みする受験者は多い。 このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 ○電子申請と書面による申請の窓口が異なっていること、事務処理の混乱を招く。 また、本団体では、前年度も郵送・窓口合わせて200人以上の申請を受け付けており、事務処理が職員の大きな負担となっている。 本団体には、管轄外の住所地の受験申請者が例年多く実行される。また郵送による間違った申請も多く、原則では本人へ返送するが、期限ギリギリの場合は国に直接送付するなど、事務処理が非常に煩雑となっている。 ○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。 ○現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられないため、受験者が誤って申請した場合、期限内に受け付けできない可能性がある。	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。 また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数を見ると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。 もし提案のとおり書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。 また、支障事例に記載されている「期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる」との点については、期限までに都道府県に到達していれば、運用上、国に申請書が到達する必要はないため、支障事例にはあたらない。
50	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県経由の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする	【支障事例】 国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。 現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約9割に当たる149件を受け付けている。 このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良いかを国に問い合わせた事例があった。 また、都道府県では申込みの受付のみならず、次のような事務もを行っている。 1 試験日程等についての通知 ・市町村にポスターの配布・掲示を依頼 ・庁内でポスター掲示・HPへの掲載 2 願書の配布 ・課内にカウンター設置、配布 ・郵送での配布(平成27年度は55件) 3 合格発表 ・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示 これらを合わせるとおむね0.1人役分の事務負担となっている。 【制度改正の必要性】 本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.8.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手足として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。	国土交通省	埼玉県	岩手県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県	○3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接受付又は不動産鑑定士試験委員会に提出先を変更する等を検討してほしい。 ○例えば一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受け付けの可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。 ○受験申し込み期日より国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に補正の必要があった場合、その対応に苦慮していること。 ○都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。 ○現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられないため、受験者が誤って申請した場合、期限内に受け付けできない可能性がある。	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)においては、受験申込みは原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。 また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数を見ると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。 もし提案のとおり書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。

国土交通省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
60	防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合の建築基準法の規制緩和 重点事項3	防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるようにする	災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。 新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水道処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっていることから、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずトイレの確保が困難となることが懸念されている。 そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や将来処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。 しかしながら、建築基準法第31条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に接続された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。	国土交通省	富山県	黄金市、上越市、広島県	○建築基準法第31条では、下水道処理区域内において公共下水道に接続された水洗トイレの設置義務があるが、非常時に防災拠点・避難所では、代替機能として合併浄化槽等に切り替えができるなどの対策を講じることも必要であると考えられる。下水道法第10条ただし書きを許可要件として、建築基準法第31条のただし書きを設けてもよいのではないか。 ○下水道については、災害の発生場所、規模等によっては早期復旧、稼働が難しいことも想定される。地域の状況や防災計画などを考慮したうえで、下水道処理区域であっても災害拠点、避難所に合併処理浄化槽を設置することは有効な対策のひとつであると考えるので、そうした選択も可能となるよう規制の緩和を望む。	国土交通省としても災害時における便所の確保は重要であると認識しており、マンホールトイレの設置を推進する等、災害時における便所の確保に向けた財政的・技術的支援を積極的に推進しているところ。 下水道施設には、地震によって下水の排除及び処理に支障をきたさないよう下水道法施行令第5条の8第5号において耐震基準が設けられており、平成28年熊本地震においても、排水管の破断や閉塞により流下機能が失われた箇所が10箇所あったものの、仮設管等による応急対応で速やかに流下機能を確保したため、下水道施設の被災が原因で便所が使用できないという事例は発生していない。 元来下水道は自然流下を基本としているため、災害等による停電時においても流下機能は確保されるという構造上の利点を有しており、市街地における公衆衛生の確保ができる。 なお、災害時においては、建築基準法第85条の規定により同法第31条が適用除外となり、既存の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第85条が適用されないわけではなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能である。 これを踏まえた上でもなお、災害時における便所の機能確保を目的として合併処理浄化槽の設置の必要性がある場合は、別途相談に応じる。
61	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲	地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、手続きに多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	国土交通省	富山県	-	-	これまで2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務については、一元的な事務を行う観点から国土交通省の地方機関である地方運輸局・整備局にて行っていたところ、本提案事項の通り2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務について都道府県へ権限を委譲した場合、許認可や処分等の事務に関して各都道府県においても事務負担等の支障が起るらぬよう留意すべく、制度設計に当たっては関係機関の十分な調整が必要である。
65	道路運送法上の申請事案に係る手続の簡素化	コミュニティバス運行に関する道路運送法上の申請に対して、市町村が委託する事業者等に限り手続の簡素化を求める。	本市では、平成27年10月から本市付知地区についてNPO法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。 事業の許可にあたっては、標準処理期間内で認可されたが、本市や事業者等で構成する地域公共交通会議等で協議の整った事項のほか、運行の適正については、地域公共交通会議の判断で担保が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限っては認可申請に当たり、地域公共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、より処理期間の短縮を図りたい。	国土交通省	中津川市	松本市、大村市	○コミュニティバスを運行していたにもかかわらず、平成24年10月に国の手続きの煩雑さを理由にコミュニティバス運行のフロア・ザル参加を取りやめた事業者がいた。 ○コミュニティバスの運行に係る単純化され、処理期間が短縮されることについては、その必要性を感じている。 ○平成28年10月にデマンドタクシーを実証運行から本格運行へ移行するため、6月に地域公共交通会議を開始し、9月までに道路運送法第4条許可を取得するよう事業者(タクシー会社)に依頼しているところである。申請は事業者から行い、また、事業者はその申請の経験がないため事例と同様な状況が確認できないところである。制度改正により簡素化、期間短縮が図られるならば地域公共交通会議の実施も有意義なものと考えられる。 ○本市においても、交通空白地域や交通弱者対策として、乗合タクシー等の導入を検討しており、今後同様のことが想定される。	コミュニティバスの運送事業の申請に対する標準処理期間について、通常は3ヶ月としている。これは、事業許可に当たって、事業計画が輸送の安全を確保するための適切なものであること、事業の遂行に適切な計画を有するものであること、事業を自らの手で遂行するに十分な能力を有するものであることを審査する必要があるため、これらの確認等に要する期間を踏まえて設定していることによるものである。 一方で、地域公共交通会議で協議が調った事案については、審査内容の一部を同会議において確認できることから、標準処理期間を概ね2ヶ月に設定する等、既に迅速な処理に努めているところである。 なお、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関しては省略が可能となるよう検討してまいりたい。
71	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業において雑用水を供給する際、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める	工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に鑑み限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。 一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(特に試験的な措置として供給が行われる場合)として、日量600ml未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。 近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行うおとする場合であっても、水利権の許可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	経済産業省、国土交通省	静岡県	滋賀県、岐阜県	-	【国土交通省回答】 ・河川法第23条に基づく流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」(下記①)とされている。 ・河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる流水の量には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間の水利秩序の維持のため、その占有に当たっては、水利目的に応じて必要な量を限度に河川管理者の許可を受けなければならない。 ・よって、工業用水の需要が漸減しており、これを雑用水として転用したいのであれば、工業用水道事業者が減量の申請を行い、かつ、雑用水を必要とする者に新たな水利使用を申請する必要がある。 以上から、ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をする必要なく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、本提案については応じられない。 ・本件については、平成26年度において、熊本地から「工業用水の用途拡大に関する規制緩和」(424番)として同内容の提案がされており、上記と同趣旨の回答を行ったところである。 ・なお、水利使用の許可を受けた工業用水の一部を雑用水に転用しようとする事例が見受けられたことから、国土交通省(当時建設省)と経済産業省(当時通産省)との調整の結果、下記②・③により、雑用水としての供給が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、工業用水の減量等の申請と雑用水に係る水利使用の申請を一括して行うことにより可能としている。この際、③の覚書により、特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であった雑用水の供給先が複数でない場合については、この申請も不要としているところである。 【経済産業省回答】 ・平成26年経済産業省通達の趣旨は、書類提出等の手続きが必要な場合を明確化し、当省として雑用水供給の実態を把握することである。 ・通達の中で供給能力の10%の範囲内で雑用水を提供する場合については工業用水道事業者からの書類提出等の手続きを不要としたが、通達の際の事務連絡で、水源が河川の場合は、河川法上の取扱いは下記②に基づきことに変更がないことを確認している。 <根拠文書等> ①東京三田川水償行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37) ②昭和58年2月16日付「工業用水の一部を工業用以外の用途に転用する場合の水利処分取扱いについて」建設省河川局水政課長補佐事務連絡 ③昭和58年2月16日付通産省立地公営局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書

国土交通省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						支障事例		
80	都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和 重点事項2	都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に児童福祉法に定める児童館の追加を求める	【制度改正の経緯】 地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、創路市においても平成27年2月には少子化問題に対応すべく、「創路市子ども子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「創路市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。 【具体的支障事例】 2つの地区会館と児童センターを統合した複合施設の建設を予定している地区には、建設に適した市地がなく、街区公園内に建設候補地とされている。しかし、公園内に設置が認められる施設には地区会館の主な用途である集会所の規定はあるが、児童福祉法に定められている児童館や複合施設については定められてはいない。	国土交通省	創路市	北海道、倉敷市	○公共施設等総合管理計画を策定し、公共資産の保有量の縮減に向けて調整を進める段階にきている。公共施設の集約化・複合化を進め、機能集約した公共施設を設置する場合に、新たな用地取得を行うのではなく、街区公園などの用途変更を行う、施設転用として活用したい。元来、住宅地域に設置されている公園は、福祉関連施設、コミュニティ・活動関連施設などの設置場所として、通っており、活動促進に有効なだけでなく、市政負担の軽減にも効果があると考えられる。 ○都市公園内に、公園施設以外の建築物を設置すると、都市公園としてのオープンスペースが失われ、オープンスペースがあることにより発生する都市公園の効用が発生されない恐れがある。 一方、地域において児童・健全な遊びを考えると、その確保を増し、又は機能を重ねることを目的し、不特定多数の児童が利用可能な施設であれば、都市公園の効用を全うする施設と考えられる。オープンスペースとしての効用は、都市公園法第4条に定める、速べい車基準により担保されることを斟酌すれば、上記施設を都市公園法第2条第2項に定める公園施設とすることの検討は妥当と考えられる。	児童館については、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体験学習施設」や同条第8項の「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。また、複合施設についても、当該施設を構成する各施設が公園施設に該当するものであれば設置可能である。
278	都市公園内への町会自治会等地縁団体の会館設置に対する規制緩和 重点事項2	都市公園法施行令第5条第8項の「法第2条第2項第9号の政令で定める施設」の中に、地縁団体の会館施設を加えるよう、同施行令の改正を求める。	【提案の背景】 地域のコミュニティの醸成、防災機能、文化継承機能等地縁団体の果たす役割は大きい。しかしながら、地縁団体の活動拠点となる会館施設を設けるための用地の確保が困難となっている。会館を所有していない地縁団体は、会議や打ち合わせができる場所(会館)がないことから、子どもと高齢者とのふれあいイベント、災害対応などの市民への意識喚起、障がい者への文化の伝承や、地縁団体活動の活性化に支障をきたしている。 【支障】 本市内の地縁団体である町会自治会の中には、地域内や近隣に用地を確保できず会館を持っていない団体も数多くあり(572団体のうち130団体が所有していない)、近隣の都市公園内を会館用地として活用させほしいとの要望も受けている。八王子市内の都市公園面積は十分に確保されており(平成27年4月1日現在、八王子市の1人当たりの都市公園面積は11.74㎡)、また、会館を設置するとしても必要最小限の規模が想定され、都市公園法の第4条に定める「公園施設」として設けられる建築物の建築面積の総計が当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の2以内の規定の範囲内にとどまると見込まれる。都市公園の重要な目的であるオープンスペースの確保が十分達成されているにも関わらず、都市公園法施行令第5条第8項の規定の中に「地縁団体の会館」との記載がないことから公園内に建設することができない。	国土交通省	八王子市	-	○【現状・課題】自治会館を所有していない自治会が、会館の構造の問題や地権者の相続の問題等を理由に現施設の移設を検討する必要があることがあり、その移設先となる土地がない現状がある。 【制度改正の必要性等】制度改正により都市公園内への自治会館設置に対する規制緩和が実現すれば、都市公園に上記のような問題を抱えている自治会の自治会館建設の候補地とすることができ、地権者コミュニティの構築に寄与できるものと考えられ、公園管理者との協議が必要である。 ○本市においては、同様の事例・相談は自治会から上がることがあり、柔軟な対応が可能であれば、自治会館の建設に資するものと考えられる。	地縁団体の会館施設については、都市公園法施行令第5条第8項に規定する「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。 なお、特定の団体以外に全く利用できない施設など、都市公園が一般公開の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることに鑑み、公園施設として設置することが不適当である場合も考えられるため、いくつかの地方公共団体においては、地縁団体の会館施設の設置に関する許可基準や取扱要綱を定め、当該施設が都市公園の効用に資する施設として適切であるかについての明確な基準を示した上で、設置の可否を判断しており、参考にされた。
83	空家等に対する応急安全措置	防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導・勧告、命令の所定の手続きを経ることなく、迅速に必要な最小限度の応急安全措置をできるようにする。	台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状態となっている場合、再度強風を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるもの。空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。 また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行うおそれがあるとき、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確認することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な相称登記がされていないなど法定相称人が多数に減る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税の相称利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確認できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。 以上から、より迅速に所有者等の確認(又は確認できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。	総務省、国土交通省	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	日高市、練馬区、徳島県、大村市、福岡市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	○提案団体とはほぼ同じ理由により、より迅速に所有者等の確認(又は確認できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求める。 ○本市については、今年度現地調査を行い、来年度、空家等対策計画を策定する予定であるが、すでに空家等の相称を受けており所有者に空家法による危険性を促しているが「相称が確わっていない」「お金がない」などの理由に反発してしまう。空家対策特別措置法は有効だが、助言又は指導、勧告を続けていると時限を要してしまい対応しきれないおそれがある。防災及び安全上、緊急を要する特定空家等については、上記の段階を踏まずに命令を行えるよう改正願いたい。 ○相称が危険な空家として、市内に100軒以上を把握しており、特定等が発生した場合に連りかかった市や近隣の住民及び家庭に危険を加える恐れがある。本市においても、緊急安全措置の必要性がでてくる可能性が十分にあり、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正が必要と考えた。	空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に定める「特定空家等」として、空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続きを順に経る必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。これは、「特定空家等」の定義が「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれと認められる空家等」とされるなど、将来の蓋然性を考慮した判断内容を含み、かつ、その判断に裁量の余地がある一方で、その措置については財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該「特定空家等」の所有者等に対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を経て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重な手続きを踏む趣意である。 なお、台風、大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。
93	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。	砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも届出の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれていないため、届出で足りることになっている。 本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の変更があり、例年10件程度の実績がある。 当該事務については、行政としては概ね処理日数2×10件で年間20日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。	経済産業省、国土交通省	栃木県	福島県、新潟市、群馬県、宮崎県	○変更認可申請に当たっては、事業者により採石事例数に基づき1件につき17,000円の手数料が発生することから、変更届出可能な軽微な変更について、省令で明確な基準を定めることが望ましい。 ○本県は事業者の採石業務の発生に際する可能性がないものがない。変更認可を行っている現状である。そのため、事業者に対して、事務負担に加え、金銭的負担がかかっている状況である。	ご提案の内容を踏まえ、今後具体的な目的に沿った変更」としても問題のないものに該当するのかがについて、砂利採取法の目的にも照らしつつ、検討してまいります。
141	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等につき、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。 重点事項30	同法第37条第1項に基づき市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがある」と認めるときのみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができるが、地下水源の汚染や海浜の喪失、地下水脈の乾燥、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別な悪影響が予測される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早月川の豊富な清流や扇状地に湧き出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホタルイカ群生地帯など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。かつ近年、貴重な地下水資源を涵養する畑畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源保全への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所で、地下水が溢れだす被害も出ている。埋戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を使った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も生ずる。(県内231カ所中143カ所を対象にした県のボーリング調査によると、約半分で深堀り異物混入等の不適切処理があり、このうち、清川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。) 砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けても、県に対する必要な措置の要請が可能なのは、同法第37条第1項に基づき「災害が発生するおそれがある」と認めるときのみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。	経済産業省、国土交通省	清川市	豊田市	-	砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害を防止することを目的としているが、同法における「災害」とは、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損し、公共の福祉に反すると認められるものを広く指すものである。同法第37条第1項も、以上の目的のもとで、市町村長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事等の砂利採取の認可権者に対して必要な措置を講ずべきことを要請することができることと定められている。 本提案中、支障事例として挙げられている水質の汚濁、汚染土壌による埋戻し等の悪影響についても、一般的に、砂利採取法第37条第1項の規定に沿った目的に該当し得るものであると解され、現行法にて対応可能と考えられる。

国土交通省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
113	都市計画の軽易の見直しの拡大	都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする法令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。 市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。 (具体例) 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を停止した。 平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。 老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月間の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。	国土交通省	浜松市	高島市、徳島市、宇和島市	○公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更について、効率的に実施できるように同様に見直しを求める。 本市においてもごみ処理施設の統合を検討しており、速やかな都市計画の廃止手続きを行うよう「軽易な変更」の対象に追加していただきたい。 ○新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は軽易な変更でよいと考える。 ○一般廃棄物の中間処理施設は、「都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)」として清掃センターが平成15年度に竣工し、都市計画決定された区域(※Aとする)で焼却している。平成35年度までに、他市と共同でごみ処理施設(ごみ焼却施設及び焼くごみ焼却施設)を清掃センターが所在地とする都市計画決定済みの区域(A)に建設していくことが平成27年度に決定し、環境影響評価手続きを進めている。 既都市計画決定の区域が変わらないが、照に照合を待たせられる見解は名称変更する「軽易な変更」に当たらないで、正規の都市計画決定・変更手続きを併置した都市計画決定権者による環境影響評価手続きが必要とすることであった。提案事項は一般廃棄物処理施設の廃止であったが、本市の場合、ごみ処理施設の広域的集約化を図ること、既存の都市計画決定区域内での施設の集約化をしようとしたもので、「市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい」という提案に際するものである。 既都市計画決定の区域内で、ごみ処理施設を維持するために、縦覧や都道府県協議などに数か月間の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。市民に対して真に必要な手続きとしての妥当性の説明をすることに際するものである。 ○本市においても、今後、一般廃棄物処理施設等の廃止が見込まれることもあり、浜松市と同様、既に代替施設が稼働するなど、施設として廃止して市民生活に影響のない場合等については、事務の簡便化及び事務経費等の削減のため、軽易な変更の対応としていただきたい。	都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画の適合を図る観点からみて都道府県知事と協議する必要性が乏しいものについて、都道府県知事との協議を不要としているものである。 ごみ処理施設等の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること ・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること ・ 都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要があること 等々の事情によるものである。 なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることに変わりはない。
256	都市計画の軽易の見直しの拡大	都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする法令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。 市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。 (構成市における具体例) 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を停止した。 平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果や今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。 老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。	国土交通省	指定都市市長会	宇和島市	○ 新しい施設が都市計画決定している場合、旧施設の廃止は軽易な変更でよいと考える。	都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画の適合を図る観点からみて都道府県知事と協議する必要性が乏しいものについて、都道府県知事との協議を不要としているものである。 ごみ処理施設等の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されること ・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること ・ 都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要があること 等々の事情によるものである。 なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることに変わりはない。
119	所有者を確知している放置自動車の早急な除却	都市公園法第27条第3項の規定により、所有者を確知していない放置自動車については、公園管理者自ら除却等することができる。しかし、所有者を確知している放置自動車については、行政代執行に基づき手続を経なければ除却することができない。そこで、私人の権利保護を十分考慮した一定の手続のもと、現行の行政代執行の手続によらず、かつ、早急に除却することができるよう求めるものである。	放置自動車の所有者を確知している場合、行政代執行を行う前提として、①行政指導等(所有者に対し放置自動車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う前の所有者への弁明の機会の付与、③命令を行わなければならない、それにもかかわらず所有者が放置自動車の除却に応じないといった事案が多い。その後、④行政代執行を行うこととなるが、極めて長い期間を要する。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。 存在、拒否強く所有者を助聞し、除却・売却等の依頼を行っているが全く応じる気配はない。放置自動車のガラス割れ、破損した部品が散在する等、公園利用者が怪我をするがある。また、公園やまちの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。	国土交通省	岐阜市	北海道士郎市	○本市においては1年前から都市公園内に放置車両が投棄され、市の環境保全条例による処分を行うおうとしたところ、所有者は不明しており、ナンバープレート(自動車登録ファイルに登録あり)がついているため、所有権移転等しなければ廃車の手続きができません。現在も公園内に存置されている。また、所有者は、車をローンで購入していたため、自動車ディーラーの名義となっており、購入者(住所不定・居所不明)が使用者の名義となっている。現在、民事執行法による強制執行の処分を研究中である。 ○当事地で管理している河川緑地管理棟の駐車場(H27.9月頃から自動車も放置されていた。警察に相談し、警察が所有者へ当該自動車を移動するよう促していたが、H26.5月によろ所有者が当該自動車を移動した事案あり。 ○この都府公園でも起こりうることであり、手続には期間がかかる上「著しく公益に反する」の解釈も限定的であることから、都市公園において、速やかな除却が可能となれば、公園利用者へのメリットが大きい。	公園管理者は、都市公園法(以下「法」という。))の規定に違反している者に対しては、法第27条第1項の規定に基づき工作物等の除却を命ずることができ、また、この命令に違反した者に対しては、行政代執行法を定めるところにより代執行を行うことができる。 一方、相手方を確知することができない限りについては、同条第1項の命令も、行政代執行法に基づく代執行も、実効を發揮することができないことから、法第27条第3項は、その場合であっても公園管理者上の除却を除去することができるよう、公園管理者に特別の代執行権を付与している。 以上のとおり、都市公園に係る代執行については、行政代執行法に基づき行われることが原則とされており、法の規定に基づく代執行は、相手方を確知することができないという例外的な場合にのみ行われるものとなっている。 これは、私人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広一般の行政上の義務の履行に關して定めた行政代執行法に基づく代執行を原則としているものであり、ご提案の内容を措置することは困難である。 なお、都市公園法以外の公物管理法(道路法、河川法等)においても、行政代執行法に基づく代執行が原則とされているところである。
123	県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し	都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会委員に、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを撤廃し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること	宮城県議会は、県の附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。 本県では、審議会等の女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については特に、政令で定める「都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議長を代表する者の女性の割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。	国土交通省	宮城県、広島県	一	○本県議会で、議員は県の附属機関の委員に就任しない(法令で定めるものを除く。)ことを先例で定めており、県議会の就任を必須とする政令と、県の附属機関に対する監視・調査機能の確保の観点の間で齟齬が生じている。 ○今後、京都府都市計画審議会において、地域に密着したまちづくりの観点等から、地域住民代表者やNPO等との委員として審議していただくことが必要とすることも考えられる。このため、県の実情に応じて、県の数量で柔軟に委員構成を決めることができ、政令で規定されている役職の緩和がなされることについては、賛成である。なお、当県都市計画審議会委員では政令の範囲内で、委員の構成を維持している。	都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制約を加えるものであるから、各種行政機関と十分な調整を行うとともに、相対立する住民の利害を調整している場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとつてメリットが多いと考えられるところ、地方創生を実現するために地域にしっかりと作り出すことが重要であり、その実現に資する有効性のある措置を重点的に講ずることが必要とされる観点から、重畳されたものである。 なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、①労働力等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であること、②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。 いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題等を十分踏まえて、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。
133	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。 本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地88団地、511haを造成し、141社の企業が稼働しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	秋田県	○ 本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分断されている。 進出可能業種が増加することによって、長期的な未分限用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。	農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。))に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地等における地域再生法の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとつてメリットが多いと考えられるところ、地方創生を実現するために地域にしっかりと作り出すことが重要であり、その実現に資する有効性のある措置を重点的に講ずることが必要とされる観点から、重畳されたものである。 なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、①労働力等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であること、②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。 いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題等を十分踏まえて、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。

国土交通省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						支障事例		
134	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにかかる。)○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。)	○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町村に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと。また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで3か月を要した旨、御回答を頂いた。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。○半島振興法上、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 ○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実認識や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とのとは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間でのお返答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。
302	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的な支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにかかる。)○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。)	○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町村に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと。また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出まで4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意まで3か月を要した旨、御回答を頂いた。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 ○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実認識や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とのとは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間でのお返答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。
135	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときは、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH26計画策定時には、国協議に5か月を要している)	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時も、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにかかる。)○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	○離島振興計画(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するか確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 ○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出しただけによる。平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。 ○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会を含めて約1か月であり、また、その後の法第10項及び第11項に基づき手続において特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」とのとは考えていない。 ○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

国土交通省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
303	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対してこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときは、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対してこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間がかかる。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。)	○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めるところとされている。 ○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。 ○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていない。 ○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ることなく法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続きを廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。 ○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。
137	第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。	【制度改正の必要性】 観光による地方創生を進め、旅行者の広域化・多様化するニーズに応えるためには、地域の観光資源を軸にした旅行商品や多様な広域観光周遊ルートを開発することが必要であり、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要。 県内の中小旅行業者は第3種旅行業者である場合が多いが、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第1条の2により、営業所の存する市町村及び隣接する市町村に限定されている。広域周遊旅行に取り組みたいとの思いがあっても、国内の募集型企画旅行を実施範囲とする第2種旅行業者への登録変更は、営業保証金や基準資産の面で負担が大きい。 【支障事例】 本県では、関西広域観光周遊ルート「美の伝説」や山陰広域観光周遊ルートの提案により、観光地をネットワーク化し、エリアへの誘客とエリア内での滞在延長を進めることとしているが、第3種旅行業者では、隠岐ジオパーク(島根県)、山陰海岸ジオパーク(兵庫県、京都府)等を素材とした広域圏の商品作成ができない。 現在、鳥取県東部(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)及び兵庫県北但西部(香美町、新温泉町)においては、日本旅DMO候補法人に登録された鳥取・因幡観光ネットワーク協議会を中心に広域連携が検討されている。向協議会の構成団体である鳥取市観光コンベンション協会が第3種旅行業の登録を行っているが、同協会が所在する鳥取県は香美町と隣接していないため、香美町が実施区域外となる。市町村の位置関係によって、連携市町村の全地域を含む旅行商品の作成ができない事例が発生することは不合理である。 【規制緩和を行った場合の懸念】 実施区域の拡大により、事業者の弁済能力の範囲を超えるおそれがあり、消費者保護が図られないとの指摘が想定されるが、第3種旅行業者であっても、受注型企画旅行等において既に都道府県における実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行業者と同様に持っている場合も多く、隣接都道府県における旅行であっても各地域の事業者と連携を図ることができるとしている。	国土交通省	鳥取県、中国地方知事会、兵庫県、和歌山県、徳島県	北海道、埼玉県、愛知県、鳥取市、愛媛県	○本県では知事登録旅行業者のおよそ7割が第3種旅行業者である。第3種旅行業者の取り扱う募集型企画旅行の実施区域が限られていることから、地域の観光資源を有効に活用し、地域ならではの文化や産物に触れられる着地型観光プログラムの商品化が進んでいない。本県の特徴である産業観光や武待観光などは、近隣県との周遊により、より多様な魅力を持った商品作成が可能となる。 ○本県でも地域の観光資源を軸にした多様な広域観光周遊ルートの創出に取り組んでいるが、県内の中小旅行業者は第3種旅行業者が多く、登録種別の変更は年数単位である。このため、着地型旅行を推進するため第3種旅行業者のエリアの拡大は有効であると考えられる。 ○地域を熟知した中小旅行業者等(観光協会、NPOなどを含む)が地元の観光資源を生かした着地型旅行商品の企画・造成・販売に直接参入することが必要であるが、こうした中小旅行業者等は第3種旅行業登録を取得する者が多く、旅行業法の現行制度では、第3種旅行業者自らが募集型企画旅行を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の魅力を生かした着地型旅行商品づくりの障壁となっている。 ○本県においても、例えば営業所が本県にある旅行会社があり、しまなみ海道エリアにおいて鉄路で結ばれた島を対象として募集型企画旅行を実施しようとしても、実施区域が限定されていることから、広域的な旅行商品の作成ができない事例がある。	第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に沿って、地域や事業者のニーズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進めているところであり、平成28年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。
154	マイナンバー制度における情報連携(行外連携)に関する要件緩和(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行外連携を可能とする) 重点事項20	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(行外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行外連携を可能とする。	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)について、マイナンバーを利用することができるとともに、同法第19条第14号に基づき情報連携(行外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(行外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内 【支障事例】 上記により、別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として行外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0～214,000円)。 本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0～313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団体内であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯)については、添付書類が必要となる。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、行外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。 なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円～487,000円)については、行外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	-	-	情報連携ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

国土交通省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
174	公営住宅の地域対応活用にかかる期間の緩和について	公営住宅をUターン者向け住宅に活用できる地域対応活用について、通知日より活用できる期間が原則1年間とされていることから、事業主体が地域の実情に応じて弾力的な活用期間を設定できるよう緩和を要すること。	【現状】住宅の多様な需要に対応するため、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲で地域の実情に応じた対応を行う「地域対応活用」の実施が認められているが、地域対応活用を実施できる期間は通知日より原則として1年以内で設定することとされている。 【支障事例】国を挙げて「地方創生」に取り組む中、本県も地域創生戦略を策定し、長期にわたる施策として、各市町の定住支援施策等と連携しながら、一定の県営住宅で継続的に地域対応活用を実施したいと考えているが、原則1年以内の期間となっており、地域創生戦略の計画期間(5年間)を通じた継続的な事業展開ができにくい状況にある。 既に地域対応活用を実施している県内の市では活用団地等に変更が無い場合でも承認申請を毎年行わざるを得なくなっており、「事務的に手間がかかる」、「既存公営住宅のストックの有効活用の点から、地域で活用期間を定めたい」との意見がある。	国土交通省	兵庫県、豊岡市、道真山県、鳥取県、徳島県			公営住宅は、国の補助を受けて、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸するために整備されるものであって、用途も目的に沿ったものに限定されること等であり、事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づき承認を得た上で、公営住宅を目的外使用させることができる。 急激な経済情勢の変化、災害の発生等の現時点では想定することが困難な事象の発生により、住宅に困窮する低所得者を取りまく地域の実情が急変することも考えられることから、長期に渡る目的外使用は公営住宅の本来の目的の範囲内となるべきである。このため、目的外使用の期間については、承認申請以後の地域の実情を事業主体において確認しようとする趣旨等から、原則1年以内で設定していただくよう通知している。なお、当初の目的外使用の期間を経過後、地域の実情に特段の変化が無ければ、目的外使用の期間を更新していくことは可能である。
190	生産緑地地区指定の面積要件の要件緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるよう、下限面積や解除要件の緩和・例外委任等、地域の実情を考慮した特例の設定	【現状】平成27年4月に都市農業振興基本法が成立。平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画においても、生産緑地に関し、500㎡未満の農地やいわゆる「道連れ解除」への対応の必要性が明記されるなど、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められている。 【支障事例】本県では、平成26年度9件(約2,000㎡)、平成27年度4件(約800㎡)が自己都合によらず生産緑地を解除されている。例えば、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡した。しかし、その者には農業の後継者がおらず、その農地を手放すこととなつたため、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなり、残りの者は農業を継続したいにも関わらず生産緑地の指定は「道連れ解除」となった。 また、公共事業用地として取用され、生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。	国土交通省	兵庫県、和歌山県、京都府、堺市	鎌尾区、横浜市、名古屋市、伊丹市	○本市でも同様の事例があり、平成27年度は17件(約4,480㎡)あった。 ○実際に解除に至った事例はないが、身体的不都合により買取り申請を検討していた生産緑地の主たる従事者が、隣接する生産緑地の従事者から「道連れ解除」の要請が得られないため、買取り申請を断念するケースがあった。 ○当初指定の平成4年以降、計12件(約3,350㎡)の道連れ解除が発生している。 ○本市においても、自己都合によらない道連れ解除は、平成26年度2件(約400㎡)、平成27年度2件(約700㎡)ある。特に、公共施設の設置に伴う道連れ廃止については、下層面積を引き下げる必要性を感じている。 ○本区においても、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていた事例があり、相続発生時等に道連れ解除が発生する可能性がある。 平成12年には生産緑地の認定を受けているA所有の農地が道路買収により、分断された。片側の農地が面積要件の500㎡を下回るとなったが、その農地に隣接するB所有の生産緑地と合わせて1団の生産緑地として指定されたため道連れ解除は回避された。しかし、平成23年度にはBに相続が発生し生産緑地の解除された結果、A所有の生産緑地は面積要件を欠くこととなり生産緑地ではなくなった。 都市農地は、安全・新鮮な農産物の生産に加え、防災、食料など多様な機能を有しており、都市生活に必要不可欠なものである。本区は、市街化区域内農地でもつ都内38の区市町村で構成される都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、その自治体と連携し、都市農地の保全に向けた制度改正等を圏へ要望するなどの活動を行っており、平成27年10月に農林水産省、11月に国土交通省へ次の内容を寄付要望を提出している。 ◀要望内容▶ 1. 現在500㎡以上としている生産緑地地区の面積要件について、基礎自治体から自ら設定できるよう法制度を見直すこと。 2. 小面積の農地をまとめて一団で指定された生産緑地の一部が相続等により指定解除され、残された生産緑地が下層面積を下回った場合について、道連れ解除を行わないよう法制度を見直すこと	生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定している。 また、生産緑地地区については、農業と他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特別措置が設けられており、地域毎に設定された面積要件に基づき指定ではこのような面としての特別措置を設けることと適さないため、全国一律の基準を設定している。 このため、現時点では①提案の内容を措置することが、都市農業振興基本計画(平成28年5月閣議決定)において、「現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討した上で、必要対応を行う。」とされており、検討を進めているところである。
197	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和)	(1)空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、客室などの特定の1グループで、10人以上など少人数の1棟貸(住宅)の規模が2階以下かつ300㎡未満を行う場合は、住宅とみなして建築基準法を適用することとし、ホテル・旅館への用途変更を不要とする。 (2)(1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制について、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。 【規制緩和を提案する規定】 ①非壁・間仕切壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④屋内階段の寸法 なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として利用できるようにすること。	【支障事例】本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家庭の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	国土交通省	広島県	鹿角市、徳島県、愛媛県	○本県においては、利用予定のない空き家が住宅戸数の約1割を占めており、この課題に対応するため、2F以下90㎡未満の戸建ての空き家を旅館等に用途変更の際の規制緩和は有効と考える。 ○市内で一時期間賃貸の空き家を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業をされています。 現在本市には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地味まつりなどのイベント時を満室の状態です。 民泊については今後の検討課題と考えています。 ○提案者(オーナー)からは宿泊施設として活用してほしいという要望があるが、建築基準法の基準を満たすためには設備投資によるコストと修繕に時間と費用がかかる。支障がある。 例えば、古い日本家庭の場合、階段の勾配は、現在の旅館の基準に合致していない物件も多く、勾配を確保するため部屋を狭くする必要がある。物件としてあげられる。といった事例があり、魅力的な古民家でありながら、宿泊施設として活用できない事例がある。 また、内装制限については、単なる性能等の壁での対応が可能であるが、古民家としての魅力が減少するおそれがある。使用方法にも着目した検討が必要である。 ○100㎡以上の戸建住宅を必要・交通のための簡易宿泊所(ゲストハウス)として改修する計画があり、古民家の魅力を活かすためには、必要最低限の改修とする等の規制緩和が必要である。	建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制の緩和は、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確保する必要がある。 (1)用途については、防火避難上の安全性や市街地環境の保全の観点から分類されており、利用実態から判断される。「住宅」は特定少者の居住の用に供するものであり、「ホテル・旅館」は不特定の利用者が避難経路を熟知しない者の利用が想定されることから、同じ用途として取り扱することはできない。したがって、旅館業を営む際、たとえ建物が小規模で宿泊者が少人数であっても、不特定の利用者が想定されることから、用途を住宅とみなしてホテル・旅館への用途変更を不要とすることは困難である。 (2)①～③防火上主要な間仕切壁や排煙設備、内装制限などの規定については、防火上・避難上の安全性を確保する観点から、用途や規模に応じて適用関係が定められているため、ホテル・旅館において戸建住宅と同様の規定を適用することは困難である。なお、これについては、これまで安全性に関し技術的な整理ができたものについては順次合理化してきており、規模の大きなものを除けば、運動型住宅用防火警報器等の設置などの代替措置によって、用途変更することと既に可能である。また、個別に避難安全検証の実施により安全性を確認することもできる。④屋内階段の寸法については、No.48の回答のとおり、今後、技術的検証をともに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした段階においては、寸法の基準を緩和できるように告示の改正を検討している。 なお、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めているところである。
198	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請については、現行の100㎡から300㎡に緩和するとともに、300㎡以下の建物については、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行う。	【支障事例】用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者に手続き上の負担が生じている。 また、用途変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。	国土交通省	広島県	徳島県、愛媛県	○本県においては、利用予定のない空き家が住宅戸数の約1割を占めており、この課題に対応するため、300㎡未満の戸建ての空き家を旅館等に用途変更時の確認申請を不要にするには空き家の有効活用が促進される。 ○市内で一時期間賃貸の民泊を営まれた実績は存在しますが、採算面で現在廃業をされています。 現在本市には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地味まつりなどのイベント時を満室の状態です。 民泊については今後の検討課題と考えています。	建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであり、一定の規模以上の特殊建築物(不特定多数の利用者が見込まれるもので、防火避難安全上の配慮が必要な建築物)への用途変更の際には、土地規制に合致することや、適切な防火避難安全上の措置が講じられていることを確認するため、確認申請の手続きを求めている。 本提案の趣旨は、100㎡以上300㎡未満のホテル・旅館に対して、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きの代わりに、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行うことで手続きの緩和を図ることとするが、 ① 旅館業法の許可申請時に添付する書類は、建築基準法で求める最低基準を確保しているかどうかを確認するための書類と本質的に異なり、必要情報が不足しているため、建築基準法に適合するか否かの法令審査を行うことは不可能である。 ② ご提案が、仮に、旅館業法の許可申請において建築基準法で求める基準への適合判断を行うことを含むとすると、建築基準法においては、専門的知識を有する建築主事が法令審査を行うこととしていることから、旅館業法の許可届出で建築基準法で求める基準への適合判断は困難と考えられる。 このため、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きの代わりに旅館業法の許可申請時の申請書により法令審査を行うことは実質的に不可能である。 また、旅館業法の許可申請と建築基準法の確認申請の窓口を一本化するにより、事業者の手続きを円滑化することについては、各地方公共団体において検討いただきたいが、上記②の理由により、窓口においては、必要とされる申請書類の有無等について確認の判断が求められることに留意されたい。 なお、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めているところである。

国土交通省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						支障事例	支障事例	
199	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化。(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の際の大臣同意の廃止)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合。(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求め、(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定時に、国土交通大臣の承認が必要であること、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月を要しており、地方側の負担となっている。	[支障事例] (1)規制改革会議の第4次答申では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスのほか、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が懸念される。 (2)特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月を要しており、地方側の負担となっている。	国土交通省	広島県	徳島県、愛媛県	○原簿施設へ立地規制がかかる用途地域においても、空き家は多数存在しており、基準を明確にし、許可可能となることにより空き家利活用の選択肢が広がる。 ○市内で一時期節度ある民泊が営まれた実績は存在しますが、換算面で現在廃業をされています。 現在本県には、ホテルが4軒、ビジネスホテルが2軒、旅館が2軒、簡易宿泊施設が1軒の計9軒の宿泊施設が営業されており、他に宿泊可能な多目的活動施設が1箇所ありますが、地域まつりなどのイベント時を満室の状態です。 民泊については今後の検討課題と考えています。 ○ホテル・旅館の建築制限のある用途地域における建築の許可基準を明確化し、公表することは、必要と考える。※旅館業法に基づく旅館業の許可の基準に関しては、上記の地域の規制を前提とした上で、申請物件ごとに許可の適否を判断する。	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じた、建築できる建築物の種類や規模が定められている。そのため、ホテル・旅館については、良好な住居の環境を確保することを目的とする住居専用地域については、原則として立地することはできない。ただし、以下の場合には、当該用途地域でホテル・旅館を建築することが可能である。 ①地方公共団体が、土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合 ②特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合 ③特定行政庁が、住居専用地域に及ぼす良好な住居の環境を害するおそれがない等と認められた場合 (1)③に係る許可については、地域における市街地環境への影響等地域の実情に応じた個別に判断する必要があるため、国から一律に許可基準を示すことは困難である。 (2)建築基準法第49条に規定する特別用途地区内では、当該区域内の用途制限について、その地区の指定の目的のために必要と認められる場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で用途制限を緩和することができる。用途規制は、国民の生命・健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要である。 ○道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来的機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものである。 ご提案の水素ステーションについては、物件の規模が大きくなり、また、安全性の確保について特段の配慮が必要であると考えられているため、具体的に道路区域内に設置しようとする工物、設置しようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等をお示し頂いたうえで、それを道路上に設置することによる道路の交通又は構造物に与える影響や道路管理上の支障の有無、安全が確保されるか等について検討して参りたい。
216	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションは、道路法第32条第1項第1号の「その他」に類する工物物の占用許可対象物件とすること。	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながるものが期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。	経済産業省、国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都府	宮城県、豊田県、長崎県	○FCVの普及のためには、商用水素ステーションの整備が不可欠であるが、その整備に当たっては、道の駅をはじめ、より多くの自動車を利用する様々な場所以も整備されるよう、規制緩和を積極に進める必要がある。	
222	過疎地域及びそれに類する地域(以下、「過疎地域等」という)における「二次交通」確保のための道路運送法の規制緩和	バス・タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合など、一定要件のもと、自家用有償旅客運送の実施主体に地方公共団体の要請を受けた旅旅事業者等の民間事業者を加えること。	現行法上、道路運送法(78条)において、自家用有償運送の実施主体は、市町村、NPO法人、社会福祉法人、商工会議所等(以下、「準公的団体」という。))に限られているが、過疎地域等においては、公共交通機関が十分でない地域も多く、観光誘客上の「二次交通」の確保が観光誘客上の課題となっている。一般の旅行者からの声もあり、また、現状の非営利団体(NPO法人等)だけの運送では、不十分となっていく。過疎地域等においては、人的制約及び距離的制約などから、対応可能な準公的団体も少なく、制度が十分に活用できていない。	国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県	鹿角市、茨城県	○中心市街地から離れた地域では旅館等が自らの営業のための送迎バスを運行している例が見られるが、こうした地域では、バスの便数が少ない、タクシー事業者の営業所が無いなど、移動手段が確保できない場合が多い。旅館等も登録可能になることで、二次交通及び生活に関する移動手段の確保に繋がる。 ○本市は自家用車による移動が主流であり、公共交通機関としてJRの駅があるが駅を降りてからの交通手段が徒歩、タクシーに限られるのが現状である。市内宿泊業者も、予約段階で送迎途中に観光地へ立ち寄れるが等の問い合わせもいただいが、できない旨を伝えたと、予約に結びつかないケースがあったと話を聞く。規制緩和が望めば、観光誘客上の「二次交通」の確保につながり、本市の課題である過剰観光地から滞在型観光に向けた高品質開発に結びつくと考えられる。 ○平成27年4月1日付の道路運送法施行規則の改正により、自家用有償旅客運送の実施主体として「権利能力なき社団」も認められ、観光関係の協議会等も自家用有償旅客運送の実施主体となることが可能になった。観光関係の協議会等が存在しない場合には、旅旅事業者等民間事業者が観光客向けの移送サービスの担い手となることも、地域の活性化に向けた公共交通連携を形成するうえで必要となる可能性があるが、いずれにせよ、従来の交通事業者が担う部分と自家用有償旅客運送で担う部分の役割分担について、市町村が主体となって調整し、地域公共交通協議等の場で議論したうえで、双方納得する形で明確化する必要があると考える。	自家用有償旅客運送は、バスやタクシーによっては輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、合意した目的に実施できるものであり、実施主体は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的とした団体に限られているところである。 自家用有償旅客運送については、平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化について制度の見直しを行ったところであり、非営利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件とし「権利能力なき社団」についても実施主体とすることを可能としている。 自家用有償旅客運送制度は、旅客自動車運送事業者が成り立たない地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限っているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得し行う必要がある。
229	道路運送法における登録又は許可を要しない運送態様の規制緩和	平成18年9月29日発出の自動車交通局旅客課長から事務連絡、同通知1(3)で、ボランティア活動における送迎行為等を前提に「運送目的、運送主体にかかわらず、自動車の実際の運行に要するガソリン代等のサービス提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録を要しないと解される」とある。市町村の事業で、市町村の保有する自動車で行う「地域ボランティア活動」NPO法人・地域住民団体等が行う公共的・公益的活動に伴う送迎等の運行についても上記の考え方が適用できるよう規制緩和(解釈変更)していただきたい。	現行の解釈では、市の事業として市が保有するバスで行う運送送迎業務にかかわる経費(人件費、ガソリン代、道路使用料、駐車場代)全てが費で負担しなければならず、ガソリン代等の実費を徴収することさえも「有償運送」にあたることされているため、次の団体等への運送支援を実質的に制約している。①公設、私設を問わず、市内保育園の園外活動(遠足等)②NPO法人が主催、市が後援する活動に伴う公共的または公益的活動③地区センター、老人クラブ等、地域住民団体による移動に伴う活動	国土交通省	湯沢市		他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客を有償で運送する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点から、旅客自動車運送事業(バス、タクシー等)の許可や自家用有償運送の登録を取得する必要がある。 ただし、旅客自動車運送事業の許可や自家用有償運送の登録を行わなくても、当該運送行為が行われなかった場合には発生しなかったことが明らかであり、客観的・一義的に金銭的な水準を特定できる費用(ガソリン代、道路使用料及び駐車場料金)をサービス提供を受けた者が負担するとは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。	
253	区画整理事業における境界特定制度の活用に関する規制緩和	区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を境界特定制度の申請人とできるよう申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。	区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。境界確定については、不動産登記法の境界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、境界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。	法務省、国土交通省	豊田市	小山市、埼玉県、日高市	○境界立会い非協力がいる場合、その隣接所有者の境界も確定しない。そのため、協力的な隣接地権者の用地買取りを行えない現状である。 現在、境界特定を申請できる者は、土地の所有権登記名義人等に限定されている。土地の所有権登記名義人等から、申請権限の保証を含め、協力がない場合は制度の活用が困難な。このため、公共事業においては、公共事業施行者が境界特定を申請可能とすることにより、制度の促進、円滑な道路管理、公共事業の進捗を図ることができる。 ○組合施行の区画整理事業において、区画整理事業の地区界にかかる土地所有者が境界立会いに応じないため、地区界が確定し出ず、今後予定される換地処分を支障されるケースがある。これらの地区界について、境界特定制度を活用し、確定させていきたいが、境界特定制度の申請人は登記名義人等に限定され、区画整理事業の施行者である組合が申請人になり得ない状況である。そこで、土地区画整理法第107条第4項の特例として、組合施行における区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、組合や自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。	境界特定制度では、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから(不動産登記法(平成16年法律第123号)第131条第1項)、非協力的でない土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。また、隣接地の所有権登記名義人等の立会の協力が得られなくても、境界を特定することは可能であるから、現行制度においても一定の事業については対応することができている。 なお、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)等に基づき、復興整備事業の実施主体に境界特定申請権限が付与されている。これは、本来は、境界特定により利益を受ける土地の所有権登記名義人等が申請人として手数料を納める仕組みであるところ、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るという基本理念の下、当該事業の実施主体が手数料を納付して申請を行うことを特別の措置として認めているものである。 上記のように現行制度でも一定の対応ができており、復興整備事業においてその実施主体に申請権限が認められた趣旨に鑑み、区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)とのバランスも考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。

国土交通省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
255	耐火構造の1階部分を造るにより上階の木造化を可能とする規制緩和	木造による校舎の普及を加速するため、1階と階段室等の部分を鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び準耐火構造以外)とすることで、市場に流通している一般的な寸法(柱材 120角 長さ4m等)の木材を使い設計施工をする。	改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし木造として構造を見せるには、梁・柱の製材断面寸法を60mm大きくする必要があり、製材市場の一般的な寸法では対応できない。このことから、断面寸法の大きな製材を特別に発注して使わざるを得ず、改正建築基準法の改正後も、木造3階建ての校舎の普及が進みにくいと考えられる。公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律では、地方公共団体の責務として、その地域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとあると、木材利用を促進する意欲感を増やして頂きたい。	国土交通省	豊田市	-	-	耐火構造・準耐火構造に関する規定は、建築物の用途や規模によって、火災による建築物の倒壊・延焼を防止するために必要な性能を定めており、建築物内部における延焼や隣接建築物への火災の拡大を防ぐことを目的としている。3階建て学校等については、従来は、倒壊・延焼による範囲に加える危険が重大であることから耐火建築物であることを求めていたが、平成23年度から3年からわたって実施した実大規模の火災実験を通じて十分な安全性を検証した上で、平成27年度から1時間準耐火構造等とすることを可能としたものである。したがって、1階部分を鉄筋コンクリート造とする方法については、上部の木造部分の倒壊による範囲への加害や避難上の問題について、技術的検証による安全性を確認できていないことから、ご提案の実現は困難である。なお、木材利用に使用する場合は燃えし設計により実現することが可能であるが、燃えし設計は部材断面を大きくすることで火災時の安全性を確保する手法であるため、断面を小さくすることは困難である。また、一般的な寸法の木材を使う場合は、防火被覆を施すことにより、木材による耐火構造等を実現することが可能である。
260	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき取得した土地は、同法第9条各号に基づき利用し出来ない義務付けの緩和 重点事項1	法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を達した(果たした)と認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めること。(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認められる場合は、売却等の対応ができるようにすること。)	(構成市における具体例)未整備の都市計画施設について都市計画の見直しを図り、一部の施設では都市計画区域を変更した。このうち公園緑地については、長期的な視点から都市計画を定めた計画的に整備してきたが、用地取得の困難さなどにより計画決定後、長期間経過してもなお未整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市民一人あたりの面積の検証や個々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面で支障のない箇所を変更した。その結果、公法法で取得した土地が都市計画区域外に複数存在することとなったが、管理については公法法の制限を受け、同法第9条各号に基づく利用しかできない。同法に基づく利用として、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業など挙げられるが、本件土地は元の所有者の買い取り申し出に応じて取得したもので、面積、箇所とも不揃いで、かつ郊外に位置するものも多いため、先の事業用としての需要を満たす土地は非常に限られている。そのため、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづら土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれ土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。	国土交通省	指定都市市長会	豊田市	○公法法の制度を利用して取得した土地のうち、計画変更等により利用見込みがなくなってしまうものについては、同法の廃止等により、他の利用への転用や処分が可能となれば維持管理費の削減や財源確保が可能となる。そのため、制度の改正をする必要がある。	本法は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を図ることを目的に、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するための必要な土地の先買いに関する制度の整備、土地開発公社の創設、その他の措置を講じている。先買い制度により取得した土地は、土地所有者に対し、届出なし・譲渡制限といった義務なし・制限を課した上で買い取られたものであり、その用途は公共性・公益性を有する ① 都市施設に関する事業 ② 収用適格事業 ③ 地方公共団体等が行う住宅用地の賃貸又は譲渡に関する事業等の用又はこれらの事業に係る代替地の用に供されなければならないこととされている。一方、規制緩和・民間開放推進3か年計画等を受け、先買い制度により取得された長期保有土地の有効活用を図ると、平成18年の法改正にて、一定の要件を満たす場合に用途制限の緩和を認めている。具体的に、買い取られた日から10年を経過した土地であって、買取りの目的とした事業の廃止又は変更等によって①から③までの事業やその代替地の用に供される見込みがないものについては、法が目的とする都市の健全な発展と秩序ある整備に資する各種法定計画に位置付けられた下記の事業の用に供することも認められたもの。 ④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に係る特定の事業 ⑤ 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る特定の事業 ⑥ 多機能型国土形成促進法に基づく特定の事業等 また、こういった公共性・公益性を有する事業に供されることから、法第6条第1項の協議に基づき買い取られる場合には租税特別措置法第34条の2に規定する譲渡所得の特別控除の適用も可能となっている。 例えば、都市計画区域内外を問わず、宅地として売却すること(法第9条第1項第3号、同法施行令第5条第1項第3号)、公園、緑地、広場を設置・管理すること(法第9条第1項第2号)などは現行規定においても認められており、過去には、買取り後の事情変更により当初の買取り目的に供することができない場合に、一般公募の上、住宅地として売却を行っている事例も確認している。 なお、今回提案頂いたケースのような先買い土地の有効活用に関しては、制度の周知等の利用促進策を検討したいと考えているところ。 については、利用促進策を検討する上で、現行規定において対応できない用途を把握する必要があり、これまでも再三にわたって具体的な用途を示していたご要望とお願いしているところ。先提案団体へのヒアリングにおいても未だ示されていない状況であり、重ねてなるがごのような用途拡大が望まれているのか、具体的にお示し願いたい。
264	駐車場出入口設置に係る規制緩和 重点事項26	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分のうち一定のものについて適用が除外されている(令第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最悪でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態であったり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。 (構成市の具体例)駅前や繁華街等、大通りに面している地域では、裏口のまがり角に駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。	警察庁、国土交通省	指定都市市長会	新橋区	○本市に提出される路外駐車場設置届出の中には技術的基準を遵守するため、出入口の位置について適切とは思われぬ計画が数見される。状況によっては、適用除外とした方が合理的と考えられるケースもある。 ○警察庁、国土交通省、幹線道路に面したエリア等における駐車場の出入口位置は、現行規定より望ましい位置に設置できないことがある。安全面を考慮しつつ、利便性等を向上させるため、規制、基準の緩和を望む。	指定都市市長会から示された仙台市の事例については、交通の危険を生じさせるおそれのある道路のまがりかどから五メートル以内の部分ではない直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられるため、現在、内閣府を通じて指定都市市長会に対し、詳細を確認中である。なお、「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については、大臣認定の対象に含めていない理由は以下のとおりである。 ① まがりかどについては、一般的に見通しが悪いことから、そのような場所に路外駐車場の出入口が設置された場合は、入庫しようとする車両及びその対向車がそれぞれの存在を認識できずに危険な錯綜が発生するおそれがあること ② 道路のまがりかどから五メートル以内の部分については駐車場を行うことが禁止されているところ、駐車場の出入口は一般的に順番待ち等の車両が滞留しやすいことから、通常想定されない対向車線にはみ出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあること ③ 駐車場法の技術的基準が適用される駐車場(駐車用に供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、道路のまがりかどから五メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられること ④ 路外駐車場の出入口の設置が可能となる幅員6メートル以上の道路においては、そもそもまがりかどが存在するケースが少ないこと

国土交通省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
272	補助金を用いて設けられた施設の、当初目的の活用についての補助金国庫納付免除(「公共用飛行場周辺における航空機騒音による騒音の防止等に関する法律」で設けられた共同利用施設)	補助金を用いて設けられた施設で補助事業の完了後10年を経過した後も、長期にわたる前用年数の期間に収益を得る事業については補助金の国庫納付を求められ、他用途への活用の障壁となっている。耐用年数期間が経過する間に時勢の変化や新たなニーズが発生した場合に對しての対応が困難となっている。	池田市においては、航空機騒音対策として市内各所に「共同利用施設」が設けられている。これは周辺に居住する住民が騒音から逃れ保育・習字・休養等の用途に利用するために建設されたが、現在においては航空機騒音の減少や、空港周辺地域の各家庭への防音対策の普及が進み、また、共同利用施設自体についても騒音対策としての利用が少なくなっており、その意義を見直す必要があるところ。このため、現在共同利用施設の再編の検討を進めており、再編の対象となる施設については、他用途への転用や民間活用等について検討を行っていくこととしているが、一定の国庫納付が必要となるため、収益を得る財産処分を伴う手法を候補として挙げにくい状況となっている。	国土交通省	池田市	-	-	地方公共団体が国土交通省航空局所管国庫補助事業により補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産(以下、「補助対象財産」という。)の処分については、地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日 地方分権改革推進本部決定)の「2。(2)補助対象財産の財産処分強化」を受け、航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準について(国土予第第1105号 国交政第126号 国交環第103号 平成21年3月31日。以下、「財産処分承認基準」という。)を定め、池田市を含む関係自治体に通知している。 財産処分承認基準においては、補助事業完了後10年を経過し、かつ収益を得ない目的外使用であれば、国庫納付を求めない等、補助対象財産の転用等について改善措置を講じているところである。 一方で、収益(維持管理費相当額がある場合はこれを除く。)のある場合は合理的な範囲内で国庫納付を求めるとしている。これは補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から定めているものであったため、当該国庫納付を免除することは困難と考えている。
275	学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和	学校教育法第3条に基づき定める学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条に必要に応じて学校敷地内へ児童福祉法以下に規定する児童厚生施設等(以下、「児童保育所等」という。)を設置することができる旨規定し、学校と児童保育所等を用途上不可分とみなすことができるよう対応を求めている。	【提案の背景】 国が策定した「放課後子ども総合プラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室の一時的な利用を積極的に促進」と記述され、学校と児童保育所等の一体的整備の方針が掲げられている。 【支障事例】 学校の敷地内に児童保育所等を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明記されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解釈され、学校の敷地から切り離した上で、学校とは別に接道していることが求められており、児童保育所等の設置者にとっては、道路利用の確保等の事務的・財政的な負担が大きくなっている。 なお、建築基準法第43条のただし書きを活用すれば対応できないことはないが、特定行政庁(八王子市)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるに十分な根拠を示す必要があり、また、校庭をそのような位置づけで活用することによって所有者(八王子市)の許可と共同して作業を行う(即ち市営用地)という現実的な面があることとなる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別の施設であることから、敷地分割をして接道をつけるように対応しているのが現状である。	文部科学省、厚生労働省、国土交通省	八王子市	旭川市、柏崎市、相模原市、浦安市、長野市、東海市	○学童保育の利用者は、同じ学校の児童であり、学校施設とは事実上不可分なものと考えられる。接道等の制約があるため、設置場所などで学校や教育委員会の調整に難航することも多く、要件が緩和されれば施設整備が進むと見込める。 ○学校内の余裕教室の確保が難しい場合は、学校敷地内に独立施設を設置して、受入児童数の拡大を図っているが、敷地分割及び接道の確保が必要となり、設置場所が制限されてしまっている。運営面において利便性のある場所を設置するための選定候補を増やすためにも要件緩和を求める。 ○本市でも小学校の余裕教室を一部利用し、形で児童厚生児童クラブを運営を行っているが、近年、児童の増加及び少人数教室の普及を受け、余裕教室不足に伴い放課後児童クラブの施設確保に苦慮している。今後、学校敷地内に児童クラブの単独施設の整備を視野に入れ検討していく必要がある中、現行法の規定が課題となり施設整備が困難状況となっている。	【国土交通省回答】 学校と児童保育所等が用途上可分不可分の判断については、小学校等設置基準に学童保育所等が学校施設として明記されていないことを理由に、必ずしも用途上可分と判断しなければならないものではない。現行制度においても、学童保育所等を学校と用途上不可分とみなすことは、各特定行政庁の判断に基づき可能である。 ○本市も、用途上可分と判断された場合、 ・建築基準法第86条に基づき同一地として、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、当該同一地をこれら建築物の一の敷地としてみなした場合 ・建築基準法第43条ただし書きの規定に基づき、その敷地の周囲に広い空地を有する等特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合 については、建築基準法第43条に規定する接道要件を個々に満たす必要はなく、建築することが可能である。 【参考：文部科学省回答】 建築基準法において、用途上可分と解釈されるか否かについては、小学校設置基準等における規定の有無と直接的に関係するものではない。 また、小学校設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準を定めるものである。(小学校設置基準第二条第二項) ご提案の小学校設置基準第十條についても、小学校に最低限備えなければならない施設について定める趣旨の規定であり、任意で設置すべき児童厚生施設等について記載することは困難である。
276	放置自転車対策の対象拡大	中心市街地の環境改善、放置自転車対策として、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)まで自治体が撤去・保管できるように自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律の改正を求める。	【提案の背景】 駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律(以下「自転車法」という。))に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法において「2.道路運送車両法第21項第10号に規定されている排気量50ccまでの原動機付自転車(以下「原付」という。))及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50cc超～125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との区別が大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるしかない。 【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現視したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しない場合がある。警察と共同して作業を行う(即ち市営用地)という現実的な面があることとなる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別の施設であることから、敷地分割をして接道をつけるように対応しているのが現状である。	内閣府、警察庁、国土交通省	八王子市	柏市、豊田市、東海市、伊丹市、徳島県	○ 自動二輪車の放置を現視したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、迅速な対応ができない場合や対応しきれない場合がある。道路運送車両法に定める原付二種までを撤去対象とすることで、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保等に努めたい。 ○ 本市の自転車等放置禁止条例より道路、自転車等駐車場に設置してある自転車及び50cc以下の原動機付自転車は撤去保管することができるが排気量50ccを超える自転車は撤去することができなくなっている。以前50cc超の2輪車が自転車等駐車場に設置されて撤去できず、駐車場利用者の市民に不快感を持たれた。法律の改正を希望したい。 ○ 本市でも八王子市と同様に、自動二輪車の違法駐車に関しては、その都度警察に取り締まりを依頼しているが、対応が遅れることや、根本的な解決に至っていない。市営駐車場及び保管運送所においては、八王子市と同様に自動二輪車の駐車及び受け入れが可能であるため、市による自動二輪車の撤去は可能であると考えた。 ○ 本市においても、自動二輪車の撤去については、その都度、警察に連絡し対応をお願いしている状況である。法律の改正により、自動二輪車を自治体が積極的に撤去することにより、駐車違反の減少につながるものと考えている。 ○ 本区では、駅周辺を放置禁止区域に指定し、自転車及び原動機付自転車の撤去を行っている。また、区民から自転車、原動機付自転車の撤去の依頼があった場合、当該自転車及び原動機付自転車へ警告の後撤去を実施している。しかし、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)の撤去の依頼が寄せられるが、撤去できないため、撤去の対象となる原動機付自転車は、道路運送車両法に定められる原動機付自転車であると説明を行っている。しかし、区民からすれば、50cc以下の原動機付自転車もそれ以上の原動機付自転車もどちらも原動機付自転車であり、理解を得られず、苦情につながってしまう場合がある。	【内閣府】 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律(以下「自転車法」という。))は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等を背景として制定・改正されたものであり、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的促進等に関し基本的な事項を定めるとともに、地域の自主性に基づき、具体的な撤去等について地方公共団体の条例に委ねることを内容としているものである。したがって自転車法は地方公共団体が自ら自動二輪車への措置を妨げてはならず、地方公共団体は、その自主性に基づき、条例を定めて自動二輪車の撤去措置等を実施できると解されているものと承知している。 【警察庁】 警察庁において回答可能な事項なし 【国土交通省】 本件提案にある放置自転車等の撤去に関することは、国土交通省の所掌するところではない。
290	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用 重点事項23	公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに接続された端末に接続された端末で情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査をしている。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未だに府の審査に引き継がれることになる。 その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につながらないため「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 <参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約12,000件 ・家賃減免:約30,000件 ・入居申込:約5,000件 ・同居承認:約2,000件 ・地位承継:約2,000件	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大府府では府営住宅の管理運営すべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査をしている。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未だに府の審査に引き継がれることになる。 その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につながらないため「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 <参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約22,000件 ・家賃減免:約11,000件 ・入居決定:約1,000件 ・同居承認:約800件 ・地位承継:約300件	内閣府、総務省、国土交通省	大府府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	北海道、神奈川県、奈良県、愛媛県、大府府	○当市も公営住宅管理に指定管理者制度を導入していることから、マイナンバーを利用した情報照会を指定管理者が行えないことは、市職員の業務量と、それに伴う負担が増加することが予想される。 ○内閣府の事務処理が行われることで、公営住宅入居者の利便性も向上し、行政の効率化にもつながる。 ○内閣府では公営住宅の管理業務のほとんどを指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。 現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査をしている。 マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、当団体の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未だに府の審査に引き継がれることになる。 その後、当団体の職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて当団体の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。 このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につながらないため「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 <参考> 主な事務の年間処理件数 ・収入申告:約22,000件 ・家賃減免:約11,000件 ・入居決定:約1,000件 ・同居承認:約800件 ・地位承継:約300件	情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を提供することが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするときに、情報連携をすることができる場合はマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。 指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしていません。

国土交通省からの第1次回答一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
						団体名	支障事例	
298	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施 重点事項22	マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報の提供、生活保護の実施情報に照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。 地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。	【支障事例】 番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。 【療育手帳】 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 【外国人保護】 生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	九州地方知事会	千葉県、静岡県、浜松市、京都市、島根県、岡山県、広島県、宮崎県	○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス低下につながることを懸念される。 ○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。 番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能のため、送付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略できない。 同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するために必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。
299	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備 重点事項23	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。 管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	【支障事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	内閣府、総務省、国土交通省	九州地方知事会	-	-	中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置していただく必要があるものです。